

実 務 事 例

分類	給与手当	作成年月日	平成27年 5月28日
表題	期末勤勉手当報告書における在職期間の算定		
内容	<p>① 事務処理内容</p> <p style="padding-left: 2em;">臨時的任用職員の在職期間の計算 任用期間は、H27年1月30日～3月28日(本校) 引き続き H27年4月1日～ (本校)</p> <p>②問題点や苦勞したこと (間違いなどで指摘されたこと)</p> <p style="padding-left: 2em;">2月が28日までなので、1月30日からいつまでを一月とするのか迷い、 学校人事課へ問い合わせた。 回答は、民法143条第2項によるということだった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第 143 条(暦による期間の計算)</p> <p>1 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。</p> <p>2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。</p> </div> <p>② 実際やったこと、工夫したこと (訂正したこと)</p> <p style="padding-left: 2em;">民法143条第2項の条文により、 1月30日から2月28日までを一月として在職期間を算定した。 1月30日～3月28日までの在職期間は、<u>1月と28日</u> 4月 1日～6月 1日までの在職期間は、<u>2月と 1日</u> 合 計 <u>3月と29日</u>となり、</p> <p style="padding-left: 2em;">期末手当の支給割合は60%、勤勉手当の支給割合は60%となった。</p>		
添付書類	民法条文解説. Com		
感想	このようなこと(暦のうえでの一月の算定)も法律での定めがあるのだなあと勉強になりました。		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等